

# 令和4年度事業の執行における円滑な発注及び 施工体制の確保に向けた具体的対策の概要①（令和4年4月1日現在）

◆政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き、事業の継続が求められるものとして、公共工事が位置付けられたこと、また、「防災・減災、国土強靱化の推進」に係る予算の円滑な施工を確保する必要があることを踏まえ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、以下の具体的対策を実施する。

## 1. 入札・契約に係る取組

### ◆総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算設定等

- ・技術者評価に関する施工経験に係る評価の簡素化、**地域防災担い手確保型を積極的に活用**。
- ・図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要になるよう、**インターネット等を活用し閲覧を実施中**。

### ◆適切な規模・内容による発注

- ・事業執行の迅速化や効率化及び施工体制の確保の観点から、分任支出負担行為担当官で契約できる範囲を**土木工事においては4億5千万円（官庁営繕工事においては3億円）まで拡大**。
- ・中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く工事で、工事難易度が比較的低いものは、**上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進**。

### ◆入札方式等の取扱い

- ・契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で一般競争に付する必要がないものについては、指名競争入札方式を選択することができる。競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術難易度が比較的低い工事について、以下の指名競争入札方式を選択することができる。
  - ・**指名競争入札方式は、原則、広く入札参加意欲を確認し、総合評価落札方式にて実施するものとする。**
    - **フレームワーク方式**：複数の工事について、幅広く入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式
    - **公募型指名競争方式**：案件毎に幅広く入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式
- ※これらの方式において、要件を満たす全ての入札参加者を指名する場合には、一者応札であっても入札契約手続きを継続することができる。

# 令和4年度事業の執行における円滑な発注及び 施工体制の確保に向けた具体的対策の概要② (令和4年4月1日現在)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応として、業務の一時中止等を行ったことにより完了しない業務について、評価の対象とする。(業務成績・表彰・技術者評点の平均又は有無については対象としない)  
完了が当該年度から翌年度に変更となった業務については、翌年度の入札公告における手持ち業務量とみなさない。

## ◆多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・工事難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、競争参加資格の施工実績に係る要件において工事量を求めないこととして実施。
- ・将来の担い手を確保するとともに、品質が良好な社会資本を持続的に社会に供給できる体制の確保を目指す「監理技術者育成交代モデル工事」の活用を検討。

## ◆円滑な事業執行のための国庫債務負担行為(事業加速円滑化国債・機動的国債)の活用

### ・事業加速円滑化国債

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業について、着実な事業の実施が求められており、当初予算を活用してこれらの事業を実施する際は、適切に対応する。

### ・機動的国債

事業の実施計画承認後に生じた事由により工事発注の遅れその他の事業執行上の課題等が生じた場合において、事業の状況等を総合的に勘案し、円滑な執行が可能となる場合は、必要に応じて機動的に活用可能な国債を積極的に活用する。

## ◆建設コンサルタント業務における技術提案のWebヒアリング実施

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式(ただし、標準型1:3(技術者評価重視型)を除く)の技術提案のヒアリングは原則として実施するものとし、実施する場合はリモートによるヒアリングを標準とする。

## 2. 設計・積算に係る取組

### ◆見積りの積極活用等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特別調査の徴収が困難な歩掛や材料単価については、特別調査によらず、見積りにより歩掛や材料単価を決定。
- ・特別調査によらず、見積りによる対応を行う場合において、見積りの徴収についても対応が困難な歩掛や材料単価は、土木工事標準積算基準書に掲載の歩掛、物価資料に掲載の材料単価等を用いて概算・概略数量により積算。
- ・概算・概略数量とした工種等は入札公告時に特記仕様書に明示し契約後、特別調査や見積りにより設計変更を実施。また、詳細設計引き渡し時期等の施工条件を遵守するものとし、施工条件に変更が生じる場合は、変更となる詳細設計引き渡し時期等を明確にして協議を実施。

### ◆災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・災害等の発生等により、共通仮設費・現場管理費が積算基準と実態が乖離していると想定される場合は間接工事費実績変更方式を積極的に採用。
- ・その上で不調・不落となった場合は同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接工事費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設费率・現場管理费率の補正係数を設定し、予定価格を作成することが可能。

### ◆山間地等における移動時間を考慮した積算

- ・施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、土木工事標準積算基準書に示す「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用。

### ◆適切な設計変更

- ・個別の現場に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要と認められる対策について設計変更を実施。

# 令和4年度事業の執行における円滑な発注及び 施工体制の確保に向けた具体的対策の概要④（令和4年4月1日現在）

## ◆適切な工期設定

- ・柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度を原則活用。  
当分の間の運用として、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定。
- ・無理な班体制による工期設定は行わないものとし、適切な工期設定を実施。

## ◆履行期限の平準化（業務）

- ・発注前の履行期間の設定にあたっては、年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化を進める。
- ・中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期50%、下半期50%を目指す。

## ◆交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・円滑な施工に向けて、交通誘導警備員の確保が課題となる場合は、必要に応じて、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の対策を講じる。

## 3. 施工段階における取組

### ◆監理技術者の途中交代に関する運用の徹底

- ・受注者の責によらない理由により工期が延長された場合においては、監理技術者の途中交代を行うようにするなど関連通知に基づき適切な運用を行う。
- ・学校等の臨時休校や分散登校等に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等について適切に対応する。

### ◆工事書類の簡素化

- ・書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意する。

### ◆検査の実施

- ・人と人との接触をできるだけ避けるために必要最小限で実施する等の適切な対策を実施。

# 令和4年度事業の執行における円滑な発注及び 施工体制の確保に向けた具体的対策の概要⑤ (令和4年4月1日現在)

## ◆遠隔臨場の取組

- ・関連通知に基づき、遠隔臨場を積極的に実施。
- ・原則1億円以上の工事、及び1億円未満の工事で遠隔臨場の効果が期待出来る工事は、「発注者指定型」として試行を実施し、その他の全ての工事においても受注者に意向確認の上で試行を実施し、費用の全額を発注者が負担。

## ◆成績評価における取組

- ・工事種別が維持修繕である工事等の実施については、成績評価を行う際に加点評価を実施する。

## 4. 入札不調の際の随意契約の実施

### ◆入札不調により契約に至らない工事等について、随意契約を行うなど適切かつ積極的に対応。

- ・工事や地域の特性、過去の不調発生状況を踏まえて、入札不調の可能性のある工事については、入札参加資格要件の緩和や積算上最大限の対策を講じるとともに、入札公告を行う際に記者発表を実施する。
- ・事務所より当該不調対策記者発表資料を都県建設業協会、日本道路建設業協会等へ周知するなど広く周知に努める。